○国土交通省告示第五百二十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次に掲げる土地の指定を解除する。

平成二十五年五月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　昭和四十年建設省告示第三千七十九号で指定した土地のうち、島根県出雲市佐田町大呂二七五六番四の上流筆界を対岸に延長した線から反辺川合流点までの区間の河川敷

○国土交通省告示第五百二十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十五年五月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　イ　明治三十三年内務省告示第八十六号で指定した土地のうち、次に掲げる土地

三重県名張市上比奈知字西出

二〇二番から二〇七番まで
二〇八番一及び二〇八番二
二〇九番二及び二〇九番七
二一〇番
二一二番から二一七番まで
二一八番一及び二一八番二
二一九番
二三五番から二三八番まで
二四〇番及び二四〇番一
二四一番から二五七番まで
二五九番から二六七番まで
二六八番一及び二六八番二
二七一番及び二七二番
二八四番及び二八四番一
二八五番から二八七番まで
二八八番一
二八九番及び二九〇番
二九〇番一及び二九〇番二

○東北地方整備局告示第四十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年五月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年五月二十三日

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　六号

二九一番一
二九二番一
二九三番一
二九四番及び二九五番
二九五番一
二九七番から三〇〇番まで
三〇〇番一
三〇一番
三〇二番一及び三〇二番二
三〇三番一から三〇三番三まで
三〇四番
三〇七番

ロ　明治三十三年内務省告示第八十六号で指定した土地のうち、イに掲げる土地に接する次に掲げる土地の区域

三重県名張市上比奈知

字西出　三四〇番二

○国土交通省告示第五百二十二号

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項の規定により、次の登録建築物調査機関を登録したので、同法第七十六条の十において読み替えて準用する第五十条の規定により、次のとおり公示する。

平成二十五年五月二十三日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録建築物調査機関の名称

一般財団法人日本建築センター

二　住所

東京都千代田区神田錦町一丁目九番地

三　代表者氏名

理事長　松野　仁

四　登録年月日

平成二十五年五月八日

五　登録建築物調査機関が建築物調査の業務を行う事業所の名称及び所在地

本部　東京都千代田区神田錦町一丁目九番地

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
仙台市若林区今泉字二木西二六番一から同市太白区茂庭字人来田中六七番一まで	前	BA　一二・五〇～二六五・二八メートル	二二・六六七キロメートル	上記A・B及びCは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	CBA　一二・五〇～二六五・二八メートル 一一・四〇～六二二・〇〇メートル 九・九五～四〇五・〇六メートル	二四・八〇〇メートル 二二・六六七キロメートル 二四・八〇〇メートル 一二・二二六キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○東北地方整備局告示第二百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年五月二十三日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　施行者の名称　千葉県

二　都市計画事業の種類及び名称　流山都市計画道路事業三・二・二十五号下花輪駒木線

三　事業施行期間　自平成二十五年五月二十三日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　千葉県流山市下花輪字寺下並びに三輪野山一丁目、三丁目及び五丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第二百六十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年五月二十三日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号

関東地方整備局長　2

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

公益財団法人とちぎ建設技術センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	手塚　功一
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十五年二月十四日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	髙野　順一、大塚　晴久、平野　博章
変更後	―

(2)　変更年月日

平成二十五年三月三十一日

五(1)　役員の氏名の変更

変更前	―
変更後	加藤　悦雄、國政　英夫、大金　伊一

(2)　変更年月日

平成二十五年四月一日